国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成22年2月1日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成22年規則第1号

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則(平成16年規則第32号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部改正について

改正理由:附属国際中等教育学校の後期課程へ編入学、転入学及び再入学する場合の授業料、入学料及び検定料の額等を定めるため、所要の改正を行 うものである。 改 正 [省略] [省略] (学生納付金) (学生納付金) 第2条 本学において、収納する学生納付金は、以下の各号に定めるものとする。 第2条 本学において、収納する学生納付金は、以下の各号に定めるものとする。 (1) 授業料 (附属幼稚園 (附属特別支援学校の幼稚部を含む。) にあっては、保育 (1) 授業料(附属幼稚園(附属特別支援学校の幼稚部を含む。) にあっては、保育 料。以下同じ。) 料。以下同じ。) (2) 入学料(附属幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。) (2) 入学料(附属幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。) (3) 検定料 (附属小学校、附属中学校、附属国際中等教育学校の前期課程並びに附 (3) 検定料 属特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康 診断、書面その他による選考等を行った場合を含む。) (4) 寄宿料 (4) 寄宿料 2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる学生納付金の額は、別表1のとおりと 2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる学生納付金の額は、別表1のとおりと する。 する。 3 [省略] [省略] [省略] 4 〔省略〕 5 本学の附属高等学校、附属特別支援学校の高等部、附属幼稚園、附属小学校及び 5 本学の附属高等学校、附属特別支援学校の高等部、附属幼稚園、附属小学校及び 附属中学校、附属国際中等教育学校並びに附属特別支援学校の小学部及び中学部の

とおりとする。

[省略]

附則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限

り試験、健康診断、書面その他による選考等(以下「試験等」という。)を行う場

合の検定料の額については、第2項の規定にかかわらず、別表3のとおりとする。

5 本学の附属高等学校、附属特別支援学校の高等部、附属幼稚園、附属小学校及び 附属中学校、附属国際中等教育学校<u>の前期課程</u>並びに附属特別支援学校の小学部及 び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その 合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等(以下「試験等」とい う。)を行う場合の検定料の額については、第2項の規定にかかわらず、別表3の

別 表1 (第2条第2項関係)										
区	分	授	業	料	入	学	料	検	定	料
〔省略〕										
学部の編入学, 転 入学及び再入学 <u>535,800</u> F			<u>円</u>	<u>28</u>	2,000	<u> </u>	30,000円			
附属国際中学校の後期編入学、東 び再入学、東	115, 200 円			56, 400 円			9,800円			
研究生 月額			29, 700	円	84, 600 円			9,800円		
〔省略〕										

〔省略〕

別 表3 (第2条第5項関係)

区 分	抽選による選考等に 係る額	試験等に係る額					
〔省略〕							
附属国際中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円					
附属国際中等教育学校の後期課程 の編入学, 転入学及び再入学	2,400 円	7,400円					
附属特別支援学校の小学部	500円	500円					
〔省略〕							

[省略]

別 表1 (第2条第2項関係)

区	分	授	業	料	入	学	料	検	定	料
〔省略〕										
学部の編入学, 転 入学及び再入学								30,000円		
研究生		月額 29,700円			8	84, 600	円	9,800円		
[省略]										

〔省略〕

別 表3 (第2条第5項関係)

区 分	抽選による選考等に 係る額	試験等に係る額						
〔省略〕								
附属国際中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円						
附属特別支援学校の小学部	500 円	500 円						
〔省略〕								

〔省略〕